

## 豊田市農業委員会議事録

令和6年9月25日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年9月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

### <会議に付した議案>

- 議案第59号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第62号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第63号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第64号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第65号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第67号 農地利用最適化推進委員の解嘱について

### 報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

## 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (16名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
14番	中島 匡代	15番	加知 満	16番	伊藤 政和
18番	林 如実				

<欠席委員> (3名)

13番	梅村 貢司	17番	倉地 雅博	19番	杉田 雅子
-----	-------	-----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	大河原美世
担当長	加藤 和紘	主査	田淵 友規		

(開会 午後 2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、13番 梅村貢司委員、17番 倉地雅博委員、19番 杉田雅子委員、以上3名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

12番 伊藤喜代司委員、14番 中島匡代委員の2名にお願いしたいと思います。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第59号から第67号までの審議案件9件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和6年議案第59号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第59号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

61番、横山町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

62番、本町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

63番、大島町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

64番、舞木町の件。

担当推進委員の林委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

65番、築平町の件。

担当推進委員の福井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

66番、東大島町の件。

担当推進委員の青木委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

67番、新盛町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

68番、浅谷町の件。

担当推進委員の朝倉委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

69番、武節町の件。

担当推進委員の岡田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第59号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第59号は承認決定されました。  
令和6年議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、  
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準・許可基準について述べさせていただきます。  
17番、宝町の件、自己用住宅です。  
第2種農地です。  
判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。  
許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業  
の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。  
お願いします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。  
続きまして、18番、蘭町の件、太陽光発電施設です。  
第2種農地です。  
判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。  
許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業  
の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。  
本案件は始末書案件であり、平成24年4月から太陽光発電事業敷地として  
許可申請をせずに使用していたものを、今回の申請で是正するものです。  
なお、本件につきまして、担当の倉地委員はご欠席ですが、事前に問題ない  
旨、ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。  
以上になります。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第60号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第60号は適当である旨、承認されました。  
令和6年議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準・許可基準について述べさせていただきます。  
210番、秋葉町の件、工場です。  
第3種農地です。  
判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。  
許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。  
続きまして、211番、元宮町の件、分家住宅です。  
第3種農地です。  
判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。  
許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。  
続きまして、212番、瑞穂町の件、診療所です。  
第2種農地です。  
判断基準は、豊田市役所からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超えている区域です。  
許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。  
続きまして、213番、瑞穂町の件、診療所・駐車場です。  
第2種農地です。  
判断基準は、豊田市役所からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。  
許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。  
続きまして、214番、瑞穂町の件、調剤薬局です。

第2種農地です。

判断基準は、豊田市役所からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：5件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、215番、大見町の件、駐車場・資材置場です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和5年1月頃から駐車場として許可申請をせずに使用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、216番、渡合町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、217番、畝部東町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、218番、福受町の件、工場です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中根委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、219番、鴛鴨町の件、建売住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、220番、鴛鴨町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、末野原駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、221番、渡刈町の件、車両置場です。

第2種農地です。

判断基準は、末野原駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、222番、宝町の件、ゴミステーションです。

第2種農地です。

判断基準は、竹村駅からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成初期頃からゴミステーションとして許可申請をせずに使用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、223番、中田町の件、資材置場・駐車場です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、224番、中田町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。  
お願いします。

石川委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、225番、越戸町の件、分家住宅です。  
第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、226番、加納町の件、自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、227番、上原町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域でおおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、228番、御船町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：4件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、229番、保見町の件、資材置場・駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、230番、小峯町の件、自動車整備工場作業棟敷地増です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業

の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、231番、勘八町の件です。自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、現地確認により事前着手が判明しました。工事を止めさせ、始末書を提出させました。

続きまして、232番、勘八町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件も現地確認により事前着手が判明しました。工事を止めさせ、始末書を提出させました。

お願いします。

水野委員：3件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、233番、築平町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的が達成するものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、過去に住宅敷地として許可申請をせずに使用していた土地建物を令和5年に相続し、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

加知委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、234番、新盛町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、235番、池島町の件、住宅敷地進入路です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業

の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成26年から自己用住宅の進入路として許可申請せずに使用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

林 委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第61号で上程されました26件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第61号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第62号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第62号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

9番、加納町の件、変更内容は、事業者変更及び事業目的変更です。

本件は、令和6年6月19日付で第5条の転用許可を分譲住宅で得ました。許可後、同じ場所で住宅の建築を希望する継承者が現れたため、今回、事業者変更及び事業目的変更を内容とした事業計画変更承認願が提出されたものになります。

なお、事業者及び事業目的が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

続きまして、10番、上原町の件、変更内容は、事業者変更及び事業目的変更です。

本件は、平成15年1月22日付で第5条の転用許可を自己用住宅で得ました。許可後、当初の譲受人が亡くなってしまったため、今回、事業者変更及び事業目的変更により、事業完了を図るものです。

なお、事業者及び事業目的が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

お願いします。

梅村（逸）委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、11番、保見町の件、変更内容は、事業者変更、事業目的変更及び事業区域変更です。

本件は、平成3年3月25日付で第5条の転用許可を農業用倉庫で得ました。当時の譲受人が既に亡くなっており、許可後事業が遂行されたか不明であるため、今回、事業者変更、事業目的変更及び事業区域変更により、事業完了を図るものです。

なお、事業者及び事業目的、事業区域が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

お願いします。

水嶋委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第62号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第62号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第63号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第63号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

4番、三軒町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、ご意見いただいております。

以上読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第63号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第63号は承認決定されました。  
令和6年議案第64号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第64号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
11番、竹元町の件、担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、ご意見をいただいております。  
以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第64号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第64号は承認決定されました。  
令和6年議案第65号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第65号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

15ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

32番、千足町の件、工場（電子制御ロボット）です。ご意見をお願いします。

鈴木委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、33番、志賀町の件、分家住宅です。  
ご意見をお願いします。

築山委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、34番、渡刈町の件、駐車場（診療所）です。

続きまして、35番、渡刈町の件、調剤薬局です。

ご意見ををお願いします。

深津委員：2件とも問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、36番、前林町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

杉浦委員：異議ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、37番、駒場町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

石川委員：特に問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、38番、上原町の件、店舗（貸店舗）です。

続きまして、39番、四郷町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

梅村（逸）委員：2件とも異議ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、40番、保見町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

水嶋委員：問題ございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、41番、小田木町の件、自己用住宅（都市計画区域外）です。

なお、本件につきましては、担当の杉田委員はご欠席ですが、事前に農業委員会事務局に問題のない旨、連絡をいただいております。

続きまして、17ページを御覧ください。

42番、若林東町の件、農振農用地編入案件です。

ご意見をお願いします。

近藤委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

43番、石野町の件、越戸水力発電所湛水池です。

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の公共性が高いと認められる事業に係る施設に該当するため、皆さんに協議をしていただく必要はございませんが、農業振興地域整備計画の変更内容の一部でございますので、必要な法手続として農業委員会に報告をさせていただきます。

以上です。

議長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第65号で上程されました12件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第65号は承認決定されました。  
令和6年議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」。  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。  
今回ご審議いただくものは、利用権設定のうち、令和6年10月1日から貸借期間が開始されるものです。  
資料は2種類あります。別紙議案第66号資料①は利用権の総括表になります。議案第66号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。  
ここでは、別紙議案第66号資料①の総括表でご説明させていただきます。  
3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年10月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。  
今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、11筆10,079平米の利用権を設定するものです。  
以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。  
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第66号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第66号は承認決定されました。

令和6年議案第67号「農地利用最適化推進委員の解嘱について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第67号「農地利用最適化推進委員の解嘱について」。

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の解嘱について、別紙のとおり決定します。

当日配布資料の3ページをお願いします。

解嘱の対象者は、表の中にあるとおり、佐藤明雄推進委員です。住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由は、推進委員の解嘱できる場合と規定している職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠った場合、その他委員たるに適しない非行があると認める場合に該当すると判断したためでございます。

解嘱日は、議案の可決日です。本日になります。

裏面、4ページをお願いします。

1番の提案理由は、先ほど申し上げたとおりなので割愛をさせていただきますが、その法的根拠が2番に記載されております。第21条第1項に記載のあるこの条文に基づいて提案をさせていただいているということでございます。

3、経緯を御覧ください。

(1) 活動状況についてです。当該委員の活動状況については、アからウまでの3点にまとめさせていただいております。

1点目、アです。毎月提出を義務としている活動記録簿について、令和6年4月分以降未提出である。

2点目、イ、令和5年度農地利用状況調査票について、未提出である。

3点目、ウ、各種会議・研修会等について、無断欠席を含む不参加が多い。

以上、この3点における主な具体的事実については、5ページから6ページにかけて記載させていただいております。それをまとめさせていただいたのが、今お話ししたものでございますので、内容についてはご確認をいただきたいと思っております。

これら活動状況のアからウに基づいてこういった事実があり、改善が全くされませんでしたので、(2)の指導の経緯、ア～オに記載したとおり、指導をさせていただいております。

農業委員会役員会による対面指導の場や、指導書の交付を通して、記載のとおり複数回実施してまいりましたが、対面指導の場については無断欠席、指導書を交付しても、期限までに活動記録簿や利用状況調査票は提出されることは全くありませんでした。

また、本日の役員会を総会が始まる前に開催し、その場を弁明の機会とさせていただいて、本人に対し、改善の意思があれば出席をするようにということで通知をさせていただいておりましたが、本人の出席はありませんでした。

そのため、役員会の承認を得て、本議案をやむを得ず提出をさせていただ

たところでございます。

説明は以上とさせていただきます。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

伊藤（喜）委員：3点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目は、今度、可決、解嘱されて、今後この補充委員さんの補充はどのような日程で行われる予定かどうかを確認したいです。

事務局：1点目ですが、補充については、まず今考えているのは、稲武の担当の推進委員なので、稲武支所のほうに解嘱したことをまず報告させていただくとともに、この推進委員については小田木町が地元なんですけれど、その区長さんから推薦をいただいて委嘱をさせていただいている手前もありますので、小田木の区長さんにも併せて解嘱した事実をお伝えをさせていただきます。

それと併せて、また後任の方をぜひ推薦していただけないかということをお願い申し上げるとともに、また10月の頭から1か月間公募をさせていただいて、同時並行で稲武支所や小田木の区長さんに、誰か推薦していただけないかということをお知らせいただくことを考えています。応募者の法的要件を11月以降に確認させていただいて、もしそこがちゃんと満たしているということが確認できれば、11月の総会の場で委嘱の議案を出させていただきたいなと思っています。ですので、スムーズに行けば12月の頭から新しい委員に入らせていただけるのではなかろうかと思っています。

伊藤（喜）委員：残任期間ということ？

事務局：終わりは皆様方と一緒に令和8年の7月までになります。

伊藤（喜）委員：この佐藤推進委員さんは、今回初めて推進委員をやられたのですか。

事務局：新規に令和5年7月20日から委嘱しています。

伊藤（喜）委員：3点目。農地利用状況調査とか未提出となっていますよね。これ、提出されないということは、調査がされないというか、されなかったということになりますね。

事務局：はい。

伊藤（喜）委員：それは今後どういうフォローしていくのか。後任の方に再度お願いしていくのか、その辺はどうですか。

事務局：今言われたとおり、令和5年度の利用状況調査票については、提出されていません。やむを得ず令和4年度の実績がそのまま繰り越されている感じの状態になっています。

この前の地区農業委員会の場合、推進委員の皆様方には、令和6年度の調査をご依頼をさせていただいたところだと思います。このまま放置しておく、2年間何もしないままになってしまうということがあったので、事前に杉田農業委員さんとお隣の担当区域の岡田推進委員さんと佐藤推進委員の担当区域についてどうしていこうかということをお事前に相談させていただいて、結論としては、杉田さんが全部で6町あるのですけれど、そのうちの5町をやっただけということになって、岡田推進委員さんが自分の担当区域が滞りな

く終わったら応援し、あと残りの1町については事務局で対応させていただくということになりました。

伊藤（喜）委員：ありがとうございました。ただ、人間性を、僕だって佐藤推進委員さんと面識ないものだからいかなですが、人間性を疑うわけじゃないんですが、そもそもこの推進委員をお願いするときに、「こういう仕事がありますよ」ということをお話をされた上で、当然推薦を区長さんがされたということですよ。

そういう中で、佐藤さんが何を思ったのか知らないけれど、令和5年からそういうことが、要するに出すべき、義務、やらないといけないことができていないということがあるんですけど、これは何か原因があるんじゃないかとひそかに思うんですが。でも、解嘱をするという大事なことなので、採決されるので、私自身は佐藤さんのことをよくご存じないので、事務局が提出されたこの案文を判断して、賛成、反対というところになると思うんですけど、それでいいのかなというのは若干気持ちの上であるということで、最後のほうに、仕事のあるときはやれないが、空いた……、仕事が忙しくてできないという話なら、最初からそういう推薦すること自体が……なかったというように思えるし……。

事務局：おっしゃられるとおりです。今回のことを反省して、次回にきちんと生かしていきたいと思っております。二度とこういうことがないように、しっかりやっていただける方を推薦できるように、その辺り、仕組みだとかも考えていかないといけないと思っております。

伊藤（喜）委員：いずれにしても、今回の、今までも初めてですね。

事務局：初めてです。この件に関しては、愛知県の農業会議さんを通じて本省、国のほうにも聞いていただいたが、こういった事例がなく、なかなかこういう規定を使うことがないという話でした。委嘱した以上はきちんとやってもらわないかんということで、再三再四本人と接触して、指導はしてきています。資料にも書き切れないぐらいずっと記録は取り続けています。

いきなりこの場で皆様方には議案として上程をさせていただいているんですけど、もう1年前からずっと役員会の場で毎月のように状況を報告させていただきながら、対応方法を役員の方々にご意見をいただきながら進めてきて、連絡が通じないとか、無断欠席がたび重なって、利用状況調査書、令和6年度が始まっているのにまだ5年度が出ていないような状態を放置しておくわけにいかないと考え、やむを得ず辞めていただくしかないというように判断した次第です。その辺りご理解いただきたいというように思っています。

議長：よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（会場声なし）

議長：なければ採決をしたいと思います。

議案第67号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願い

いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第67号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案21ページ及び別紙配布資料7ページ及び8ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続きまして、議案22ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について」、89番、水間町の案件から24ページを御覧ください。

100番、市木町の案件までの12件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることをご報告いたします。

続いて、議案25ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」、5番の宝町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続きまして、議案26ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」、73番、浄水町の駐車場の案件から27ページを御覧ください。

77番、平芝町の共同住宅までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続きまして、議案28ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、128番、浄水町の自己用住宅の案件から31ページを御覧ください。

141番、浄水町の共同住宅の案件までの14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時48分)

議事録署名者

---